

消費者行政の枠組みについて（論点ペーパー）

1 . 消費者行政の推進体制 . . . . .	1
（ 1 ） 国・地方の推進体制 . . . . .	1
（ 2 ） 国民生活センターの役割 . . . . .	17
2 . 違法・不当行為の抑止・監視 . . . . .	21

## 1．消費者行政の推進体制

### (1) 国・地方の推進体制

#### 論点 1

国の消費者行政は、内閣府が基本的な消費者政策に関する企画・立案、推進等の機能を担い、個別具体的な施策の実施は各省庁がそれぞれの権限や所掌事務に基づいて実施している。また、基本的な消費者施策を審議・推進するための機関として、消費者保護基本法に基づき、関係行政機関の長等によって構成される消費者保護会議が設置されている。

地方公共団体は、国の政策に準じ、消費者保護条例の制定などを通じ、地域の実情に応じたきめ細かい消費者政策を推進している。

国、地方の消費者行政を効果的に推進するための枠組みについて、以下の観点からどう考えるか。

基本的な施策をどのような仕組みの下で立案していくか。

- ・消費者政策に関する専門的知見の活用
- ・消費者、事業者の意見の反映
- ・施策の調整と意思決定の仕組みの構築 等

個別の施策を、全体として連携しつつ効果的に推進していく仕組みをどのように構築していくか。

- ・消費者問題に関する情報の共有化
- ・行政機関相互の連携調整の仕組みの構築
- ・関連施策の統一の実施の仕組みの構築 等

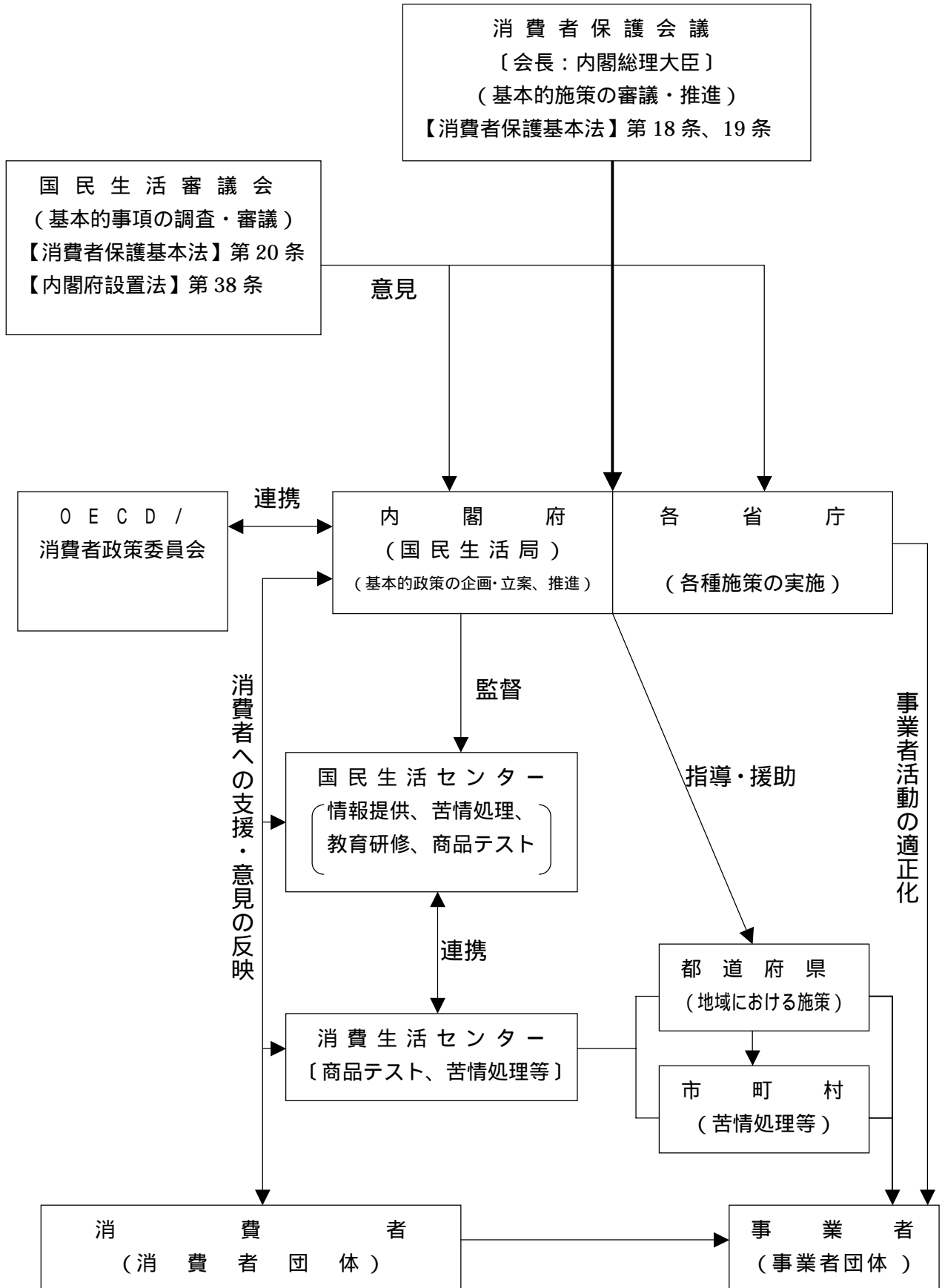
消費者保護会議の強化・活用の方策

- ・重要課題に対する迅速な政策決定を可能とする体制整備
- ・決定した施策の実行の監視機能強化
- ・構成メンバーの見直し 等

国と地方の役割分担

- ・苦情処理・裁判外紛争解決における役割分担の明確化 等

(参考1) 消費者行政の機構



## (参考2) 消費者行政の体制整備の経緯

昭和38年6月 国民生活対策審議会答申

(答申内容)

現行行政の強化によって消費者の保護のために、かなりの実効をあげうるものと考えられるが、これを一層強力に推進するためには、消費者の意思を受けて消費者保護行政を専管する行政機構の拡充強化、消費者委員会の設置などにつき、検討することが必要である。

さしあたり、まず、各省で行なわれる行政を消費者保護の見地から検討し、積極的に消費者保護行政を推進するため関係各省において、これを担当する機構を強化拡充することが必要である。

また、各省で行なわれる消費者保護行政を統一的見地から総合調整するための行政機関を新設あるいは拡充強化することが必要である。

昭和38年 農林省に消費経済課設置

昭和39年 通商産業省に消費経済課設置

昭和39年9月 臨時行政調査会勧告

(勧告内容)

・各省の消費者行政を統一的見地から総合調整するため、経済企画庁に消費者局を設ける必要がある。

・学識経験者、消費者代表及び各省代表者よりなる消費者行政評議会を経済企画庁に付置し、内閣総理大臣並びに関係大臣の諮問に応ずるとともに、積極的に消費者の意見を反映させることが必要である。

昭和40年6月 経済企画庁に国民生活局消費者行政課設置

現内閣府国民生活局消費者企画課、消費者調整課

昭和40年6月 国民生活審議会発足

昭和41年11月 国民生活審議会答申(消費者保護組織および消費者教育に関する答申)

(答申内容)

消費者行政を強力かつ機動的に推進するため、各種制度やその運用を監視し、適切な助言を行ないよう、現在の国民生活審議会の消費者保護部会を強化、拡充して、消費者保護の観点から機動的な建議などができるようにする必要があり、なお、将来は常勤委員をもった独立した委員会を設置することについても検討する必要がある。

昭和43年5月 消費者保護基本法制定

消費者保護会議の設置・・・消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関し審議し、その実施を推進

国民生活審議会の設置・・・消費者の保護に関する基本的事項の調査審議

(参考3) 消費者行政の総合調整機関に関する根拠規定等の変遷

経済企画庁設置法(昭和27年7月31日法律第263号)(抄)

第4条 企画庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。



行政改革会議最終報告(平成9年12月3日) (抄)

4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

(3) 内閣府

消費者行政等

消費者行政、物価行政及びこれらに関連してNPO行政は、内閣府が担当するものとし、現行の関係各省庁が所掌する消費者行政に関する事務をできる限り統合するものとする。



中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)

第10条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

2 内閣府の任務及び機能(外局に係るものを除く。)は、おおむね次に掲げるものとする。

消費者行政、物価行政及び市民活動を行う団体一般に関する行政

3 各省庁が所掌している消費者行政に関する事務については、できる限り内閣府に統合するものとする。



内閣府設置法(平成11年7月16日法律第89号)

第4条

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第1項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前2項に定めるもののほか、内閣府は、前条第2項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第36号 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案

並びに推進に関すること。

(参考4) 消費者保護基本法(抄)

(国の責務)

第二条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(苦情処理体制の整備等)

第十五条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

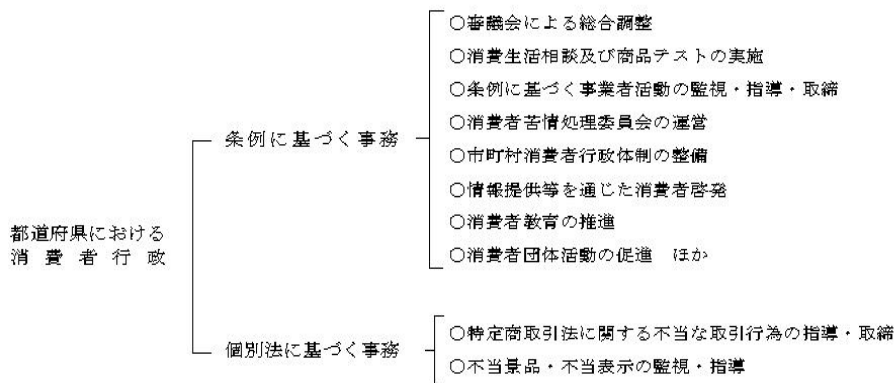
2 市町村(特別区を含む。)は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(参考5) 都道府県における主な消費者行政施策



(例) 広島県における消費者行政施策体系



※広島県作成資料を事務局にて加工したもの。

(参考6) 地方消費者行政の現況

1. 消費生活センターの設置数

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
都道府県	159	163	166	167
政令指定都市	15	16	16	16
市町村	238	252	267	280
計	412	431	449	463

注) 各年4月1日現在において、週4日以上消費生活相談業務を行っている箇所数

2. 消費生活センター職員数の推移

(単位:人)

	職員区分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
都道府県	事務職員	630	589	575	586
	消費生活相談員	569	566	576	577
	商品テスト職員	160	154	147	136
政令指定都市	事務職員	120	140	143	151
	消費生活相談員	130	180	181	185
	商品テスト職員	13	15	15	15
市町村	事務職員	665	720	746	785
	消費生活相談員	657	721	759	812
	商品テスト職員	17	18	20	19
計		2,961	3,103	3,162	3,266

注) 各年4月1日現在の数値

### 3 . 消費者行政関係予算

( 単位 : 百万円 )

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
都 道 府 県	8,821	8,884	8,439
政令指定都市	1,599	2,031	1,610
市 町 村	5,559	5,645	5,916
計	15,979	16,560	15,965

注)平成 11、12 年度は最終予算額。平成 13 年度は当初予算額。

(参考7) 消費者保護会議について

#### 概要

消費者保護会議は、**消費者保護基本法**(昭和43年法律第78号)第18条及び第19条に基づき設置され、  
**消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関する審議  
同施策の実施の推進**  
に関する事務をつかさどる。

#### 組織

- (1) 消費者保護会議は、会長及び委員をもって組織される(次頁参照)。  
**会長：内閣総理大臣**  
**委員：関係閣僚等(関係行政機関の長等15名。内閣総理大臣が任命)**
- (2) 消費者保護会議には、会長及び委員を助けるため、幹事が置かれる(次頁参照)。  
**幹事：関係行政機関の職員(事務次官級。内閣総理大臣が任命)**  
また、同幹事会の申合せにより、関係行政機関の担当課長をメンバーとする消費者行政担当課長会議が設置されている。

#### 第34回消費者保護会議の決定事項

第34回消費者保護会議(平成13年12月11日)においては、今後取り組むべき469の消費者関連施策を決定した。

そのうち、特に中心となる施策として、**消費者の安全の確保と情報開示、IT化・電子商取引の普及に対応した市場ルール等の整備、市場ルールの実効性確保、消費者教育・情報提供の充実、公正かつ自由な競争の確保**を掲げた。

#### 消費者保護会議委員

会長 内閣総理大臣  
委員 内閣官房長官  
国家公安委員会委員長  
経済財政担当大臣  
規制改革担当大臣  
金融担当大臣  
総務大臣  
公正取引委員会委員長  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

消費者保護基本法（昭和四十三年五月三十日法律第七十八号）（抄）

（消費者保護会議）

第十八条 内閣府に、消費者保護会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。

第十九条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(参考8) 主な閣僚級会議の概要とその開催状況

1. 経済財政諮問会議

経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣がそのリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成13年1月の中央省庁等再編に伴い、重要政策に関する会議の一つとして内閣府に設置された。

具体的な役割は、

- 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等、経済財政政策に関する重要な事項
- 内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じて、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため、全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要な事項

について調査審議し、答申・意見等を提出することなどである。

なお、通常、これら答申等は、閣議決定され内閣の基本方針となる。

(根拠規定)

内閣府設置法(平成十一年七月十六日法律第八十九号)抜粋

第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関(以下「重要政策に関する会議」という。)として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

(議員名簿)

議長

小泉純一郎 (内閣総理大臣)

議員

福田 康夫 (内閣官房長官)

竹中 平蔵 (経済財政政策担当大臣)

片山虎之助 (総務大臣)

塩川正十郎 (財務大臣)

平沼 赳夫 (経済産業大臣)

速水 優 (日本銀行総裁)

牛尾 治朗 (ウシオ電機(株)代表取締役会長)

奥田 碩 (トヨタ自動車(株)取締役会長)

本間 正明 (大阪大学大学院経済学研究科教授)

吉川 洋 (東京大学大学院経済学研究科教授)

(開催状況)

平成13年1月の設置以来、2年弱の間に38回開催されている。諮問を受けて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」、「構造改革と中期展望」等を

答申するとともに、「平成 15 年度予算編成の基本方針」等を策定している。これらはいずれも閣議決定されている。

## 2. 男女共同参画会議

平成 13 年 1 月の中央省庁等再編によって、重要政策に関する会議の一つとして、男女共同参画審議会を発展的に継承するものとして設置された。

(所掌事務)

- 1 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見。
- 2 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議。
- 3 1、2 に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見。
- 4 以下に掲げる事項の処理
  - (1)男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
  - (2)政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
  - (3)必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

(男女共同参画会議議員名簿)

議長	福田 康夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	森山 真弓	法務大臣
同	川口 順子	外務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	遠山 敦子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	大島 理森	農林水産大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	扇 千景	国土交通大臣
同	鈴木 俊一	環境大臣
同	石破 茂	防衛庁長官
同	谷垣 禎一	国家公安委員会委員長
同	岩男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
同	神田 道子	東洋大学長
同	小島 明	日本経済新聞社常務取締役・論説主幹
同	佐々木 誠造	青森市長
同	住田 裕子	弁護士
同	橋本 俊昭	京都大学経済研究所教授
同	林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	樋口 恵子	東京家政大学教授
同	福原 義春	(株)資生堂名誉会長
同	古橋 源六郎	(財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	山口 みつ子	(財)市川房枝記念会常務理事

(開催状況)

平成 13 年 1 月の設置以来、8 回(ほぼ 3 か月に 1 回)開催されている。これまで、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成

14年度の活動方針について、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」等を決定している。「仕事と子育ての両立支援策の方針について」は閣議決定されている。

### 3. 男女共同参画推進本部

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置された。

本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官を副本部長とし、本部員は、特命担当大臣を含む全国務大臣で構成されている。

また、本部員の補佐及び関係行政機関において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の調整を担当するため、本部に男女共同参画担当官を置き、男女共同参画担当官会議を設置することとされており、現在、担当官は、各府省の局長級の職員で構成されている。

#### (設置根拠)

男女共同参画推進本部の設置について（平成6年7月12日閣議決定）

1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (構成員)

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
本部員	特命担当大臣
	国家公安委員会委員長
	防衛庁長官
	総務大臣
	法務大臣
	外務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	環境大臣

#### (開催状況)

設置以来13回開催されている。最近では平成13年6月に、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」、「女性に対する暴力をなくす運動」について議論がなされている。

#### 4 . 高齡社会対策会議

高齡社会対策会議は、平成 7 年 12 月に施行された高齡社会対策基本法により高齡社会対策を総合的に推進するために設置されたものであり、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命されている。

具体的な役割として、高齡社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齡社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進を行っている。

##### ( 根拠規定 )

高齡社会対策基本法 ( 平成 7 年法律 1 2 9 号 )( 抄 )

( 設置及び所掌事務 )

第 1 5 条

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第 6 条の大綱の案を作成すること。
- 二 高齡社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、高齡社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齡社会対策の実施を推進すること。

( 組織等 )

第 1 6 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法 ( 平成 11 年法律第 89 号 ) 第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

##### ( 開催状況 )

平成 8 年 1 月の設置以来、8 回 ( ほぼ年 1 回 ) 開催されている。

毎年、「高齡化の状況及び高齡社会対策の実施の状況に関する年次報告」及び「講じようとする高齡社会対策」が審議され、閣議決定されている。また、平成 13 年 12 月には「高齡社会対策大綱」が閣議決定された。

## (参考9) 主要国の消費者行政の枠組み

### 1. 米国の消費者行政の枠組み

連邦取引委員会 (The Federal Trade Commission: FTC)

消費者問題について最も広範な権限をもつ連邦機関。消費者保護局 (Bureau of Consumer Protection) が不公正、欺瞞的及び詐欺的な取引から消費者を保護している。同局の活動は、個別企業に対する調査、業界全体に対する調査、行政・連邦裁判所への訴追、規則の制定、消費者及び事業者教育等多岐にわたっている。

消費者製品安全委員会 (the Consumer Product Safety Commission: CPSC)

製品から生じる不合理なリスクの軽減を図ることを主な任務としており、家庭・教育・レクリエーション製品について所管している。

食品医薬品局 (the Food and Drug Administration: FDA)

食品、化粧品、医薬品、医療機器及び放射線放射機器 (電子レンジ等) の安全性等について審査を行っている。また、家畜及びペット向けの飼料・薬品についても、同様の業務を行っている。

その他

連邦通信委員会 (the Federal Communications Commission: FCC)、道路交通安全局 (the National Highway Traffic Safety Administration: NHTSA)、連邦準備委員会 (the Federal Reserve Board: FED)、証券取引委員会 (the Securities and Exchange Commission: SEC) 等が各分野に対応して置かれている。

### 2. 英国の消費者行政の枠組み

通商産業省消費者・競争政策局 (Consumer and Competition Policy Directorate (CCP)、Department of Trade and Industry (DTI))

英国では、同局が消費者政策を主に所管し、基本的な政策の立案、消費者教育・情報提供、消費者保護関連法令の改正、消費者団体の近代化促進、消費者安全の強化、法執行力の改善と市場機能の強化等の業務を行っている。同局は、消費者保護施策の一環として、消費者団体等への資金提供を行っており、また公正取引庁 (OFT)、全国消費者評議会 (NCC)、全国市民助言局協会 (NACAB) 等に財政補助を行っている。また、公正取引庁や地方自治体の取引基準局と緊密な連携をとって、消費者保護行政を推進している。

公正取引庁 (Office of Fair Trading: OFT)

独立した政府機関として公正な取引の確保、企業合併、独占禁止のための法執行を行うとともに、多くの消費者保護法を執行している。

食品基準庁 (Food Standards Agency)

BSE の反省を踏まえ 2000 年 4 月 1 日に設立された。主な任務は、食品安全政策を検討し関係大臣等に対し提言すること、一般国民への助言・情報提供、食品安

全に係る基準の策定、所管に係る事項に関する科学的な観点からの検討等である。

その他

金融サービス局 (Financial Service Authority: FSA) 等がある。

### 3 . フランスの消費者行政の枠組み

経済・財政・産業省競争・消費問題・詐欺防止総局 (Directorate-General for Competition, Consumer Affairs and the Suppression of Fraud: DGCCRF)

同局は、消費者行政の中心的な機関。主な業務は、消費者団体の活動への資金援助、消費者関連法規の執行、メディアを通じた消費者への情報提供などである。22 の地方局と 101 県に置かれている局から成っている。

その他

不当条項委員会 (Commission on Unfair Terms: CCA)、消費者安全委員会 (Consumer Safety Commission) 等がある。

### 4 . 欧州連合 (EU) の消費者行政

保健・消費者保護総局 (Directorate-General for Health and Consumer Protection)

欧州委員会 (European Commission) の中に置かれている。加盟国に消費者政策に関する勧告等を実施している。

### 5 . 韓国の消費者行政の枠組み

財政経済部

政府部内で消費者政策を担っている中心的な部署である。このもとに、福祉・消費者政策局と消費者保護院がある。その他、公正取引委員会、金融監督院、食品医薬品安全庁等が、それぞれの分野において消費者行政を実施している。

消費者保護院

消費者保護院は、我が国の国民生活センターに類似した機関で、消費者保護法に基づき設置された特殊公益法人である。消費者相談・苦情処理やあっせんから試験・検査、消費者教育、情報提供、政策研究といった総合的な消費者保護関連業務を行っている。